

イギリスにおける法社会学研究の発展

ドナルド・ハリス

内田勝一

鎌野邦樹 訳

石丸慶一

イギリスでは、最近十年間、法学研究において、社会科学の見地からなされた、多くの発展がありました。若い多くの法学者が、伝統的な法律学の在り方に不満をいだくようになってきました。というのは、伝統的な法学研究は、法の内的一貫性のみならず、また、制定法によって公布されたものであれ、裁判所の判決によって下されたものであれ、さまざまな法準則の相互関係のみに集中していたからです。彼らは、法の作動の現実 (the realities of the law in action)、法の社会的な影響、法の社会構造におけるより大きな問題との関係を、研究すること

とに大きな関心を示し、その結果、当然のことながら、社会科学の助けを求めようになりました。法は、他の多くの社会現象のうちのひとつにすぎないものであり、法の機能も、社会全体の一部としてのみ適切に理解できるといふ見解を、彼らは受け入れました。彼らの新しい関心により、多くの若い法学者は、伝統的な法律学上のさまざまな主題についての授業の中に、社会学的観点を取りこもうとして、それぞれ独自に社会学研究に向いました。また、若い法学教師の他の重要なグループは、犯罪学の研究によって覚醒させられて、法を外部からみる

ことに関心をもち、法社会学に進みました。

おそらく、最も重要な発展は、法学の授業への社会学の影響でしょう。法学教育の課程では、正式の変革はなされなかったにもかかわらず、多くの教育科目の内容は、法の社会的影響を強調することにより、また、社会における法の役割に関する理論と関連させることによって変化しました。このような思潮の変化は、おもに法学教師の若い世代（彼らの中には、法学の他に社会学の学位をもっているものもいますが）に、影響を与えましたが、それはまた、私自身のような、彼らより上の世代の多くの心をもとらえました。これにくらべて、経済学、政治学、心理学、人類学などの他の社会科学に資源を求めた法律家は、比較的少数でした。

イギリスの多くの大学の法学部、および、ポリテクニック (polytechnic colleges) は、学部学生の法律学課程の中で、選択科目として、法社会学の課程の講座を設けました。そして、さらに、少数の大学は、法律学と社会学を結びつけた学位を設けました。たとえば、Durham 大学と Brunel 大学がそうです。また、少なくとも、二つの大学 (Cardiff 大学および Sheffield 大学) は、法社会学研究の修士課程を設けました。これらは、「教育」課程であり、そこでは、学生は、定期のクラスやセミナーに出席し、自分の課程修了時に筆記試験がなさ

れます。しかしながら、大学院での発展の中心は、博士号 (Ph.D.) のような大学院の学位を得るために、論文を書いて研究している非常に多くの学生の存在であります。社会科学研究評議会 (The Social Science Research Council) 以下では SSRC とする（訳者注）は、社会科学的なアプローチを用いることを要する課題の研究を行なおうとする、法学あるいは社会科学の若い大学院生に対して、毎年三十名まで、研究奨学金を与えることによって、この発展を促進してきました。（とはいえ、最近の経済状況にともない、このような奨学金の数は、非常に減ってきています。）ここ数年の間、法社会学に関する論文を完成した幾人かが、研究論文として、公刊するために、それらの論文を改訂しました。そして、今日、その人たちのあるものは、大学およびポリテクニックで、常勤の地位を得ており、彼らの社会学的な考察方法が、次の世代の法律家に明らかな影響を与えることでしょう。

このように、法学教師の視野がひろがっていくのと同時に、社会学者のある人たちは、民法法に対する関心をいっそう深めました。これまで、多くの社会学者は、逸脱行動の社会学の一部として、刑法法に関心をもちました。そして、五十年以上にわたって、犯罪学、刑罰学の研究成果は、ますます増大してきています。それに対して少数の社会学者は、民法法の機能

を研究しはじめ、民法法がいかにして形成されてきたか、また、いかにして、誰によって、強行されるかという社会学的な問題を取り上げはじめました。これらの問題は、社会における権威と権力に関する、より大きな問題の重要な側面として考えられています。

最近の法社会学に関する出版物は、三つの主要なグループにわけられます。まず、法律学を学ぶ学生が利用することを意図したいくつかの教科書類があります。これらは、法社会学の主要な理論についての説明を考え、また、イングランドにおける民法法の現実の機能を取り扱ったいくつかの経験的手法を用いた研究について、概要を示そうと試んでいます。(この種の著作についての例として、Bob Rosier, Harvey Teff による“Law and Society in England” (1980, Tavistock Publications)) があります。第二番目には、法を国家の作用としてとらえるマクロ的理論のいくつかの研究があります。マルキニズムの理論は、法制度を総体として説明しようとして試みたこのグループの関心を最も強くひきつけました。第三の出版物のグループは、特定の領域における法の作用についての、経験的手法を用いた研究の報告であります。それらは、社会調査、面接、参与観察、録音によって収集されたデータを用いて、法的作用をミクロ的に分析することを強調するものであります。こ

れらの研究者は、自分の発見をマクロ理論に関連づけることもあります。彼らの主眼は、法令や法準則を、行動にかえなければならぬ人々の行動に焦点をあてることによって、特定領域における法の機能を説明することに置かれているのであります。このアプローチは、法の日常的機能において、どのような一般的なパターンが認識できるかを検討するために、下から、しだいに、研究を積みあげていくものであります。私の働いておりますオックスフォードの法社会学研究センター (The Centre for Socio-Legal Studies at Oxford) は、この第三のグループに属します。私達は、法を複雑な現象とみなしており、単一のマクロ的理論と関連づけることによって、十分に説明することができないものであると思っています。近い将来に進歩を得る最善の方法は、私達の能力の許す限り広く、社会諸科学から引き出される適切な考察方法を用い、法の特定の主題に関する詳細な研究を数多く集積することであると、私達は信じております。その社会的背景の中で法が至るところに広がっていることに鑑みると、もし、私達が、社会の特定問題の領域に、社会学、経済学、心理学、歴史学の洞察を総合化して持ち込めば、それらの累積的效果は、あるひとつの分野から得ることができるよりも、より深い理解がうみ出されるであろうと、私達は希望しております。

オックスフォードのセンターは、一九七二年、政府の基金による公的機関である SRC によって設立されました。当センターは、大学の通常のスタッフとしての教育や管理義務を免れた、フルタイムの研究者のグループであります。私達は、法律家、社会学者、経済学者、心理学者、社会史学者からなる十九名の複数の分野にわたる研究者集団であります。当センターのすべての研究プロジェクトは、法律家と社会科学者との共同研究でなされます。私達がすべてフルタイムの研究者であるという事実は、学問分野の境界を越えて、共同研究を展開するために理想的状況にあることを意味しています。当センターは、おもに、民事法の領域で活動していますが、その理由は、イングランドの他の研究機関が、刑事司法、刑罰学の面で活動していることにあります。

センターの中心的活動は、センター自身でなす研究に向けられています。センターはまた、一般の法社会学研究を進展させる努力もしています。まず第一に、会議 (Conferences) や特別の教育課程を組織することによってであります。また、第二に、外からの研究者、特に外国からの研究者を受け入れることによつてであります。彼らは、当センターで、教週間ないし数ヵ月過ごして、自分自身の研究を深めたり、センターのスタッフと共通の関心について議論したりできるようになつていま

す。そして、第三に、オックスフォード大学の学位のために、研究論文を作成しているおよそ十名の大学院生の研究を援助することにやっております。

以下では当センターの過去と現在の研究について簡単に概略を御紹介することにより、みなさんに、私達の関心およびイギリスでおこなわれている法社会学研究のタイプについての印象を得ていただくことにしましょう。

A 法と社会学

当センターの活動は、学問分野で容易に分類することはできません。というのは、比較的大きなプロジェクトは全て、社会学のいくつかの分野を含んでいるからです。しかしながら、私達の活動を、その含んでいる主要な社会科学と関連させ、分類してみました。

(1) 疾病と傷害に対する補償および援助

当センターにおけるプロジェクト最大の一群をなしているのは、疾病および傷害についての法学的、社会学的、経済学的な研究です。事故により疾病や傷害を被った人々の全国を代表する標本を見出すために、一万五千世帯に対する大規模な調査がなされました。この中から疾病について約一千例、傷害につ

いても、約一千例を対象とした追跡調査がなされました。私達は、本人および彼の家族にその災難がもたらしたすべての結果、および彼らのニーズに対して、あらゆる既存の制度(たとえば、損害賠償という不法行為制度、社会保障、雇用者からの疾病手当、保険、地方自治体および、隣人、親族からの援助)がどのように対応しているかということについて詳細に調査しました。約十名の研究者のチームが、この仕事にはとんど十年間を費やしました。そして、七名の著者による主報告書が、一九八三年後半に、オックスフォード大学出版局によって出版されることになっていきます。Donald Harrisと社会学者、経済学者、社会心理学者などの他六名を著者する“Compensation and Support for Illness and Injury”がそれです。このプロジェクトについては、日本の大学でおこなう他の講演で詳細に述べますので、ここでは、これについてはこれ以上述べないことにします。この主報告書に続いて、現在の他の研究は、いくつかの特殊な主題について調査しています。例えば、身体障害に対する補償の経済学とか、弁護士が法制度のもとでいかにして自分の依頼人の損害賠償請求を取り扱っているか、というような問題であります。

(2) 裁判手続と紛争解決

当センターの表記のテーマについての一群のプロジェクトは、一連の社会科学のアプローチ(特に、社会学のアプローチ)を用いて、裁判と紛争解決の法的手続について研究しています。そのプロジェクトの一般的な目的は、法的手続の構造、形態、機能について、経験的に基礎づけられた理解を深めることであり、紛争解決の他の方法のもつ相対的利点について現在なされている政策的論争に対するこのような研究の関連性を、検討することにあります。この目的のために、さまざまなタイプの裁判所の審理についてのさまざまな録音記録が、証拠および手続の準則との関連で、そして、もっと日常的な場で行なわれる言語的相互行為についての最近の経験的手法を用いた研究との関連で、調べられています。私達は、民事および刑事事件の録音記録をもっており、裁判官、弁護士、両当事者、そして証人という裁判に登場するあらゆる参加者が言語をどのように用いているかということについて、非常に詳細に分析するために、それらを利用していきます。最も関心が向けられているのは、法的環境のもとでの言語の使用と、日常生活での通常の会話における言語の使用とを、比較することです。(この仕事の初期の成果は、AtkinsonとDrewによる“Order in Court: The Organisation of Verbal Interaction in Judicial Set-

ings" (1979) であり、当センターのシリーズとして、Macmillan 書店によって出版されたものです。

また、多くの国における少額裁判所 (Small Claims Courts) の発展を国際的に比較した他の研究もあります。さらに、第三の研究としては、刑事法の研究があります。それは、従来の研究がなしてきたような裁判官と弁護士という裁判での主人公の役割に関心を集中させるかわりに、法準則それ自体の構造と形態に焦点をあてる研究であります。この著作 (Doreen Mc-Barnet, "Conviction: Law, the State and the Construction of Justice" 1981, Macmillan) は、刑事裁判制度は、被告人に有利なように働く (一般には、そのように想像されているのですが) どころか、基本的に有罪判決を当然のこととして、うみだすよう、設計されていると結論づけています。

当センターの前研究員であった Alan Paterson が、センターのシリーズとして出版したものに、イギリスにおける最終上訴裁判所である貴族院における決定過程の「舞台裏」について、最初に報告したものがありません ("The Law Lords" 1982, Macmillan)。この著作は、その裁判所の裁判官 (すなわち Law Lords として知られている人々) と、彼らの前に出廷する弁護士との広汎なインタヴューにもとづいています。論者は、貴族院の裁判官の決定過程は、各々独立して活動している

五名の裁判官としてではなく、弁護士と貴族院の裁判官および貴族院の裁判官自身の間での相互作用を含んだ集団的過程として、理解されるべきと論じています。彼は、貴族院の裁判官の決定に何が影響しているか、どの程度まで選択の余地が、法準則によってゆだねられているか、といったことについて、貴族院の裁判官がどう考えているかということを、報告しています。

(3) 家族と法

当センターは、創設以来、家族と法の関係についての研究にたずさわってきました。家族関係を規律するために法を利用することは、政策立案者にとって明らかに重要性をもっています。法は、一九七一年に、根本的に変えられましたが、その結果として、明らかにその変革の社会的影響を追跡調査する必要が生じました。社会学者と法律家とが、当センターにおけるそれに関連する一連のプロジェクトの中で、共同研究しました。最初の主要な研究は、W. Barrington Baker 他による "The Matrimonial Jurisdiction of Registrars" (1977, Centre for Socio-Legal Studies, Oxford) であり、それは、離婚登録官 (Divorce Registrars フルタイムの司法官) が、婚姻関係の破綻した配偶者間で、財産や収入の分割を決定する際の広い裁量権をどのように行使しているかについて、研究したものであ

ります。イングランドとウェールズの、八一名の Registrars と詳細なインタヴューがなされ、そして、その報告書は Registrars が、これら困難な決定に達する際に、考慮している数多くのさまざまな要素を分析しています。第二の研究は、一九七二年になされた全離婚申請事件から抽出されたデータ全国標本に基づいてなされました。それは、一八七一年と一九五一年になされた以前の研究と比較できるようにするため、離婚者の人口統計学上の特徴が記録できるよう設計されていました。(いくつかの論文の形で報告された)研究は、結婚時、離婚時の年齢、子供の年齢と数、婚前の妊娠、子供がいまいことなどのようなさまざまな要素の影響について検討しています。

三番目のプロジェクトがうみだした成果は、John Eekelaar および Eric Clive による“Custody After Divorce”(1977, Centre for Socio-Legal Studies, Oxford)であり、それは、離婚にまぎこまれた子供の監護を決定するにあたり、裁判所がどのように裁量権を行使しているかということについての研究であります。イングランドとスコットランドの裁判所における八五五事例が調査された結果、調査報告を作成するのに費やされるソーシャル・ワーカーの全仕事、および、裁判官による長期にわたる証拠調べにもかかわらず、裁判所の命令は、ほとんど常に、紛争が裁判所に係る以前に子供がいたまさに同じ家庭

イギリスにおける法社会学研究の発展

に、子供をすまわせるようにしているという事実が、発見されました。わずか五パーセント以下の事件においてしか、裁判所の命令は、現実には子供の住所をかえさせませんでした。それは、裁判官には、子供の生活にさらに変化を与えて、子供の情緒上の発達を妨げるべきではないと考える傾向が強みられるからといえます。

四番目のプロジェクトは、両親に虐待されたり、放っておかれた子供の監護、教育を、福祉当局がどのような過程を経て引き継いでいるかということに関するものであります。完全な報告書が、(Robert Dingwall, John Eekelaar and Topsy Murray, “The Protection of Children: State Intervention and Family Life” 1983, Basil Blackwell, Oxford)の表題で、まもなく出版されることになっております。その調査結果の概要は、‘センターの手で、少し前に出版されています。“Care or Control?” (1982)がそれです。その研究は、現実の事例についての徹底的な研究に基づいており、研究者の調査は、まず、虐待を最初に発見した時にさかのぼっています。事件が終了した後、両親、ソーシャル・ワーカー、ヘルス・ワーカー、医師、看護婦、教師、警察官、弁護士、裁判官などかかわった人々すべてに対して、インタヴューがなされました。自分で、自分自身を守るには幼すぎる子供を保護しなければならない人々の仕

一三九

事が、いかに複雑で、微妙なものであるかということ、その研究は報告しており、一方では、子供の保護、他方では、家庭の自治の間で、社会が保たなければならないバランスについて調べています。

現在センターがたずさわっているプロジェクトは、離婚の際になされた取り決めの長期的な影響についての研究であります。私達は、六年間あるいはそれ以上にわたって、その影響をみたいと思っています。たとえば、その取り決めは、離婚した当事者が新しい家族関係（私達が現在「再建された家族 (reconstructed families)」と呼んでいるもの）にはいる可能性にどのような影響を与えるかということをみたいと思っています。（このプロジェクトについては、日本の大学のために用意した別のペーパーで、より詳細に述べています。）婚姻の破綻は、イギリスでは、ますます増加しており、その結果として、ますます多くの人々が家族法の諸準則に影響されることになりましたから、当センターは、この分野での研究を、これからも続けるつもりです。

(4) 汚染規制

二つの著作が、水質汚濁の規制についてのセンターのプロジェクトの結果を報告しています。“Environment and Enfor-

cement: the social construction of pollution” (1983, Oxford University Press) の中で、Keith Hawkins は“汚染の法的規制に見られる主要な特徴点について説明を与えようと試みています。すなわち、そこにあらわれてくる特徴とは、水道当局 (Water Authority) の役人が交渉を好んで用いているということが明らかであるということ、彼らがかんりの程度まで汚染に寛容であるという事実であり、それにともなって、彼らが、正規の法的権限を行使することをちゅうちょしているということが対応しています。参与観察を通して、Hawkins は、汚染規制の日常の活動を調査し、いかにして、水道局の役人が、汚染源である排出者から従わせることを確保しているかを研究しました。役人たちは、交渉、警告、脅しという手段によって、自分たちに従わせることが確保できない時に、「最後の手段」としてのみ、正規の法を行使していったのです。法準則は汚染の発生について、汚染者を非難することができない時でさえ、汚染者に厳格責任を課するものであるので、役人たちは自分達の道徳観から法準則を行使しながらなかったのです。第二の著作、Genevra Richardson, Anthony Ogun, Paul Burrows 共著による “Policing Pollution: A Study of Regulation and Enforcement” (1983, Oxford University Press) は、工場および同様な施設による産業汚染の規制に関する研究に基

づいています。監督官庁は、公共下水道に産業廃棄物を排出するについての、質的、量的な限度を設定する裁量権をもっています。これらの基準の決定は、費用と便益との非常に複雑な計算によって下すことが可能です。しかしながら、研究者は、実際に、このような権限を行使するにあたっての情報を利用可能な場合はめったにないということを見ました。基準は、あらかじめ決められている指針に従って定められ、個々の事案に即した柔軟性の余地は、ほとんど与えられていませんでした。基準を強行する段階では、より多くの柔軟性が示され、どのように従わせようかという決意の強さは、事例、事例に応じた、かなり異なっていました。これらの経験的観察から引き出されたことは、形式的な法構造がどのようなものであれ、官僚制の中では裁量というものがついてまわるとい性質があり、当局自身の利益を優先させるように組織の圧力が役人にかかけられているということでもあります。役人たちは、政府の規制に従うよう産業を説得する、よりふさわしい手段として、刑法よりも、忠告や説得を好むので、刑法を用いることはめったにしないのであります。

(5) 政府による規制

この分野では当センターは、今、論じました汚染のコントロー

イギリスにおける法社会学研究の発展

ルなどの仕事をすでに行っていました。以前当センターの学生であった Ross Cranston は、当センターの出版シリーズの一冊として『Regulating Business: Law and Consumer Agencies』(1979, Macmillan) を公刊しました。本書は、消費者保護にあたる役人の職務の遂行方法を考察したものであります。当センターの別の研究員は、公衆衛生に従事している環境衛生官 (Environmental Health Officers) の仕事を研究してきました。当センターは、これらの研究をふまえて、現在、健康・安全庁 (Health and Safety Executive) の仕事に関する大規模な研究プロジェクトを打ち立てることを決定しました。健康・安全庁は、工場・鉱山・農業・原子力施設のような場所での健康と安全を確保する責任を負う種々の監督官をコントロールする政府機関です。したがって同庁は次のような多種多様な監督官を擁しています。つまり、これらの監督官は、(a) それぞれ、様々な環境で様々な職務を遂行し、(b) 様々な歴史をもち、(c) 様々な職業訓練過程を経てきており、(d) 様々な種類の職員であり、(e) 様々な協同管理体制のなかにあり、(f) 様々な執行の場面、(g) 様々な制裁手段、そしておそらく (h) 様々な執行のための戦略を有しております。健康・安全庁の研究は、正式な政策と実行の戦略における様々な相違を解明するのに最も適したタイプの比較研究を可能にするでしょう。

社会学(四名)、経済学(二名)、法律学(二名)、心理学(一名)および歴史学(一名)の計十名の研究者からなるチームは、この研究に四年以上の年月を費す予定で、このグループは、次のような様々なデータ源を利用することとなりましょう。すなわち、参与観察記録(例えば、検査官の視察に同行した際の記録)、健康・安全庁の種々の職員や会社経営者・会社の従業員に対するインタビューの記録、質問票、歴史上の記録文書、現代の非公式の政策メモ、公式統計、会社の報告書類、これらすべてが利用されるであります。このデータのあるものは、定性的分析がほどこされることになりましょうし、あるものは計量経済学の手法の助けを借りて調べられることになりましょう。様々な研究員はまた、規制に服する人々の意思決定についての形式的モデルとともに政策の策定過程および実行過程についての形式的モデルを多少なりともつくり上げることを用意しています。したがって、私達は「規制(Regulation)」を今後四・五年間にわたる私達の主要な研究領域とします。国家によって規制される対象および活動の範囲からみると、政府の役割の増大は、非常に重要な各国共通の現象であると私達は信じております。私達が研究したいのは、様々な規制がいかにして定式化され、そして当該機関の組織構造がどのようにこれらの規制の実行される方法に影響を与えるのか、という点であ

ります。また、現場の役人は、規制において定められた様々な規準の順守を確保するためにどのように法的権限や裁量権を使用するのかという点、実行の効果、様々な戦略の費用および便益、規制の対象である企業の行動におよぼす当該機関の活動の効果などについて研究したいと思えます。その他、当センターの法律家であり、経済学者でもある Thomas Sharpe は例えば公共支出をコントロールするための会計検査官などの利用や、独占および競争制限の慣行をコントロールするための競争法の利用といった右に述べたこととは別の規制領域についての研究にたずさわっています。

(6) 企業の財政と倒産

当センターの新しい研究プロジェクトとして企業の財政と倒産に関するものがあります。この研究プロジェクトには二つのものが含まれています。第一のものは、貸し付けにおける保証および倒産における保証の役割についてのケース・スタディに基づく分析で、この分析は法と経済の社会学的理論に発展をもたらすこととなります。第二のものは、経験的手法を用いた研究でありまして、倒産に関する法と実務について再検討を行った最近の政府委員会(Cork Report, 1982)の中心論点を明らかにするためのものであります。これらの研究は、まだ計

画段階にあります。次のことを含むこととなるでしょう。すなわち、支払うことのできない債務に対処するために企業が倒産法にたよる程度、その際選択される他の方法、分配される配当額から見た結果の成功の度合、倒産が労働者に与える影響、家が担保に供されている場合の企業の利益と家庭の利益との衝突、悪徳企業家を保護することとなる法人格の濫用などを含むこととなるでしょう。最後に、このプロジェクトはまた、法と経済の理論を、破産と倒産に適用することになりました。技術的な、商事法をめぐる課題についてのこのような詳細な研究に取り組む準備のある社会学者はほとんどいないでしょうが、幸いなことに、当センターにはそれを進んで行おうとしている Doreen McBarnet と Philip Wilkinson という二人の研究者がおります。

(7) 法律家

社会学者が法律家を研究するのに最もよい方法を指摘するために、当センターの研究努力は、他の専門職についての社会学のこれまでの研究上の経験を利用することにむけられてきました。当センターでは、この分野の専門家達の会議をおこないました。それにひき続き公刊された書物 ("The Sociology of the Professions: Lawyers, Doctors and Others" edited by

Robert Dingwall and Philip Lewis, 1983, Macmillan) は、何人かの指導的論者によって特別に書かれた論文を収めております。これらの論文は、専門家の実務の社会組織がいかにして専門家の活動の場とより広い社会の双方で作用している構造的文化的要因によって、形づくられているかについて述べています。資金が許せば、当センターでは、専門的教育過程を通じての法律家の社会化、特に（バリスターの事務所の見習い pupils やソリスターの事務所の事務員 articulated clerks のような）若い人 (Young entrants) の訓練を通じての社会化についての研究を行おうと思っております。

B 法と経済学

法と経済学はアメリカでこの数十年間、華々しい発展を遂げてきた分野です。例えばアメリカの代表的テキストブックである Richard Posner (前シカゴ大学ロー・スクール教授、現連邦上級裁判所判事) の "Economic Analysis of Law" (2nd ed. 1977) を見てもわかりますように、そこでの支配的なアプローチは市場志向的なものであり、そのアプローチは経済学のシカゴ学派に基礎を置いてきました。イギリスでは経済学は、私企業の自由市場的精神によっては支配されませんでしたので、法と経済学の努力がシカゴ学派のアプローチに従ってこな

かったとしても驚くにはあたりません。私達は、様々なタイプの制度上の枠組みが社会経済生活に与える影響を強調するベン・シールバニア大学教授 Oliver Williamson のような経済学の制度学派の影響を受けてきました。多くの領域で自由市場は機能しえなくなっており、(その理由は、独占など「市場の失敗」として知られております)、ここにおいて不均衡を是正するため法が介入する必要があります。私の考えでは、法研究に対する「取引費用」(transaction costs)の面からのアプローチは成果をもたらすであろうと思われれます。なぜならば、法の多くの側面は、この取引費用(すなわち、情報の獲得・提供のための費用、取引の相手を見つけるための費用、交渉のための費用、正式な契約書の作成の費用、契約の履行の監視のための費用、契約が履行されなかった場合の救済手段を講ずるための費用)を最少限度におさえたいという欲求の観点から説明することができるところです。法律学はまた配分的正義あるいは公正という問題に取り組まねばなりませんし、唯一の基準としての市場の効率性のみ満足していることはできません。

イギリスでの法の経済分析の発展はごく最近のことです。この経過については、C. G. Veljanovski の “The New Law-and-Economics : A Research Review” (1983, Centre for Socio-Legal Studies, Oxford) のなかで充分な説明がなぞ

れています。この七年間で SSRC は、Newcastle-upon-Tyne 大学教授で経済学者である Charles Rawley によって組織された、法律学と経済学についての定期的な研究セミナーを援助してきました。これらは、経済学者のグループと法律学者のグループとが定期的に討論する場を与えることを意図したものでした。このセミナーは、ほぼ一年に二回、数日間にわたって開催されていましたが、資金不足から一年一回に減ってしまいました。このセミナーには約三〇名が参加していますが、過去数年間で法律家が経済学者よりも多く出席したということは特記すべきことでしょう。(オックスフォードの当センターでも、当センターが現在おこなっている研究のなかで生じてきた、法と経済学上のトピックスについてのいくつかの研究会議を開催してきました。)

SSRC はまた、法律学の教師のためのいくつかの研修に資金の援助をしてきています。そこでは、彼らは一週間かけて経済学の初歩的な諸概念を習います。講師は、法について熱心に研究してきたいく人かの経済学者です。その結果、この授業で用いられる様々な例は法律に素材を求めたものです。イギリスでは若干の大学しか法の経済分析に関する様々な授業コースを設けておりません。その理由の一部は、法学部が経済学部から教育上の助力を得ることが困難であることからです。London

School of Economics がこのようなコースを有しており、*Newcastle-upon-Tyne* 大学は法学部の学生のためにこのようなコースを有していますが、さらにはまた法律学と経済学の双方に同じウェイトを置いた特殊の、両者が結合した学士号取得の課程を設けております。オックスフォード大学の大学院の民法修士課程には、「契約と不法行為における救済方法」という選択科目が含まれております。そこでは様々な経済学的視角が法を評価するために用いられます。学生は、当センターのスタッフによって特に法律家のために企図された「経済学の入門コース」に出席します。法と経済学の教材は現在、*イングランド*で公刊されつつあります。すなわち、何冊かの簡単な入門的教科書(例えば、*Roger Bowles, "Law and the Economy", 1983, Martin Robertson*)の他、法と経済学に関する論文集(*Burrows and Veljanovski, "The Economic Approach to Law", 1981, Butterworths*)が出版されています。

イギリスにおける法と経済学の研究の発展は、一九七二年に当センターが創設されて経済学者を公募した時に始まるにすぎません。以後数年間で、七人の経済学者が別々の時期に当センターの研究員のポストを得ました。私達は現在、当センターのスタッフに四人の経済学者を有しておりますが、一九八三年の末までには二人に減ることになるでしょう。他のスタッフメン

バーは法律学と経済学との双方についての資格をもっております。当センターは、この二つの学問分野間の共同研究の最良の形態をつくり出すことを望んで、経済学者と法律家による共同著作を生み出よう努力してまいりました。Ogus と Rowley の両教授 (*Newcastle-upon-Tyne* 大学) によって編集された *International Review of Law and Economics* と題する新しい雑誌が一九八一年に発刊されましたが、これはこの分野の研究のためにイギリスでの新たな発表の場を提供するものであります。London School of Economics, Bath 大学、Durham 大学、York 大学のいく人かの研究者もまた盛んにこのような研究を行っております。

この分野における当センターでの研究は、いくつかの領域でおこなわれています。まず第一に、(すでに述べましたように) 疾病や傷害を被った被害者に対する補償および援助に関するプロジェクトにおいて、二人の経済学者が重要な役割を果しました。多くの世帯から得られたデータが分析され、その結果、家族の一人が病気になるったり、傷害を被った場合にそれが世帯の収入に与える影響が明らかにされ、また、疾病や傷害が被害者の雇傭の見込みに与える影響、および(例えば、被害者を看病するために仕事をやめたり、これまで働いていなかった者が家族の収入を維持するために仕事を得るといった場合のような)

家族内の雇傭の変化について報告されました。この二人の経済学者は現在このデータをさらに詳しく分析した追跡調査の研究論文を書いておられます。補償の問題に関する経済学の論文が、いくつかの雑誌で公表されました。第二にこれもすでに述べましたように何人かの経済学者は、政府の規制に関する新しいプロジェクトにおいて、重要な役割を果たしています。すでに、労働安全に関する制定法のもつ経済的諸効果についてのいくつかの論文が公開されておられます。

契約法の経済分析はこの数年間、当センターの関心のある研究で、いくつかの論文が法律家と経済学者との共著の形で出ておられます。(日本の大学での私の別の講演の一つはこの研究について述べたものです。)私達は、様々な準則の経済的效果を評価しようとする「契約法の経済分析」と題する論文をめざして研究しております。(London School of Economics の William Bishop もまた契約法に関する経済学的研究を発表してきました。)法と経済学におけるもう一つの分野は、外国貨幣による債務についての法に関するものであります。すなわち、激しいインフレおよび為替レートの不安定性の結果、イギリスの裁判所は最近、その関連する外国の貨幣の価値を基準にしてして判決を下そうときています。当センターの法律家と経済学者が、二人の共著でこの問題についての論文を完成しましたが、これ

は、判例の変化が、例えば金銭債務の利息に関してどういう結果をもたらすかについて考察したものであります。最後に、当センターのスタッフによって生み出された別の論文は、ニューサンス法(土地の相隣占有者の相互の権利義務を規律する法)の経済学を考察しております。

C 法と心理学

多くの法準則は、人間は予測可能な方法で思考し、推論していることを仮定していますので、法準則は、心理学的研究に適した主題となります。当センターは、法と裁判手続の研究について討論する会議のために定期的に集まる三〇名ないし四〇名の法律家と心理学者のグループを組織することによって、法学と心理学の研究を促進してきました。この研究について報告している三冊の本が当センターからすでに出版をされており、最初のものは David P Farrin, Keith Hawkins and Sally M Lloyd-Bostock ed, "Psychology, Law and Legal Processes" (1979, Macmillan) であります。本書は「法律家と心理学者とが相手方の分野についてよりよく知るようになるよう促すことを主たる目的としております。本書の取扱う主題には、専門鑑定人としての心理学者、陪審員による決定過程、治安判事裁判所の研究、証人による人物の同定 (person identi-

fiction)などが含まれております。二冊目の本は、当センターの Sally Lloyd-Bostock によって編集されたもので、“Psychology in Legal Contexts: Applications and Limitations” (1981, Macmillan) と題するものであります。本書は、イギリスでの心理学と法の最近の発展を批判的に論じており、法廷の内と外の双方における法的手続の諸側面のみならず実体法のいくつかの領域をも含んでおります。寄稿者は、一定の法律問題の研究における心理学の価値を例示することに加えて、法の心理学的研究の限界と、それに過度に熱中することの危険性とを、理解することの重要性を強調しております。本書の取扱う主題は、人物同定のための証拠、尋問と自白、専門鑑定人としての心理学者、催眠とうそ発見、法言語、家族法、ギャンプル、交通違反、性に関する法改革などが含まれております。本シリーズの三冊目の書物である“Law and Psychology” (Sally Lloyd-Bostock ed. Oxford Centre, 1981) は、犯罪の被害者であることの心理学的結果や少額裁判所における紛争解決の心理学といったトピックスについて研究しております。

基礎および臨床の心理学者がこの一連の会議へ参加することによって、法律家が法と心理学という分野に関心をもつようになったという点で当センターは大きな役割を果たしてきました。また多くの裁判官や弁護士がこの会議の定期的な出席者であ

イギリスにおける法社会学研究の発展

り、このことは彼らが法廷での自らの職務についての知識や洞察法をこの会議から得ていると感じていることを示すものであります。このことをお伝えすることは非常に喜ばしいことです。私達は、同じ実務の問題について相互補完的な視点をもっていることを互いに理解している二つのグループの専門家を結びつけてきました。この会議の定期的な開催、よい論文の公刊は、研究成果の発表の場を提供することとなり、このことを通じて研究を促進してきました。

D 法と歴史学

歴史学は、本質的に多くの学問領域にわたる学問ですので、歴史家は長年、政治的・社会的・経済的文脈のなかでの法、特に立法の発展に強い関心をもってきました。Sir William Holdsworth や A. V. Dicey のような法学者は、逆のアプローチをとって、行政的・社会的・経済的な変化を立法の変化に関連させて説明しました。より最近になってとられるようになった法社会史へのアプローチは、制定法規の強制ないし執行過程によりいっそう注目しています。刑事法の実施状況に関する歴史的研究がこの新しいアプローチの最もよい例です。また、産業規制についての研究も行われてきています。例えば、当センターのスタッフである Dr. Peter Bartrip は、一九世紀の（工場、鉱

山、鉄道などの) 政府の監督官の役割に関するいくつかの研究を公刊してきています。そのなかで彼は、立法過程と行政過程の複合性、および社会的・産業的变化を確保する際の法の有効性を考察しています。彼はまた、一九世紀の法廷では行政官として出発し、後には裁判官のいくつかの業務を取り扱う司法官となった Registrar の役割の変遷に関する研究も行ってきました。当センターでの社会史の主要な研究は、労働事故で傷害を受けた被用者に対する補償(使用者の過失を立証することなく認められる補償)を初めて定めたイギリスの一九九七年法を導いた社会的・政治的發展に関する研究であります(Bartrip and Burman, "The Wounded Soldiers of Industry: Industrial Compensation Policy 1833-97," Oxford University Press, 1983)。現在おこなっているプロジェクトは、二〇世紀における一九四五年までの労災補償を探ることです。

当センターは、今日の法や法制度を説明する方法として、これからも最近の社会史を重視するつもりです。例えば、歴史研究は、先に述べました規制についてのプロジェクトの一部をなすでしょう。歴史研究は、法律が創造された文脈を示しうるのでしょうし、ある期間を通じて法準則がどのようにして実行されてきたかについての研究を促進しうるのでしょう。また、歴史研究は、実際には過去において法による類似の規制の試みがあっ

たにもかかわらず、新しい準則を新たな条件および問題に対する対応とみなすような「現在中心主義」(the parochialism of the present)を回避するのに役立つものでありましょう。

〔あとがき〕

本稿は、オックスフォード大学法社会学研究センター共同所長の一人である Donald Harris 氏が来日された際、一九八三年五月二一日早稲田大学比較法研究所にて、日本法社会学会との共催でおこなった The Development of Socio-Legal Studies in the United Kingdom と題する講演の記録である。当日通訳の労をとられたのは東京大学教授六本佳平氏であった。この翻訳は、鎌野邦樹、石丸慶一の両君の下訳をもとにして、三名で数回にわたる検討会をおこなった共同作業の成果である。講演会当日、ハリス氏はあらかじめ用意された講演原稿の一部を省略したり、あるいは言い換えたりしましたが、本稿は講演原稿の原文にそって話し言葉で翻訳したものである。

オックスフォード大学法社会学センターについては、六本佳平教授による法律時報五五巻五号一四五頁の紹介がある。またハリス氏は各地で講演をされたが、「法機構の現実の作動に関する法社会学的研究—事故の補償の領域を中心に—」については、民商法雑誌八九巻一号一頁に六本佳平教授と浜野亮氏との

共訳があるので、いずれも参照をお願いしたい。

なお、六本佳平教授には、我々の翻訳につき多くの有益なご教示を賜わった。厚く御礼申し上げたい。ただし、本稿にみられるであろう不適切な訳語等の責任は一切、我々三名にあることを付言しておきたい。